

行政不服審査手続に関する訓令

平成28年5月12日

本部訓令第19号

行政不服審査手続に関する訓令を次のように定める。

行政不服審査手続に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第28条の規定により行政不服審査手続における細目的事項を定め、もって審査請求の迅速かつ公正な審理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 行政不服審査法（平成26年法律第68号）をいう。
- (2) 政令 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）をいう。
- (3) 室長 警務部監察官室長をいう。
- (4) 主管課長 当該審査請求に係る行政処分を所掌する課の長をいう。
- (5) 関係職員 当該審査請求に係る行政処分に関係する職員をいう。

(審査請求がされた場合の措置)

第3条 室長は、審査請求がされたときは、主管課長に対し、直ちに必要な事項を連絡するとともに、当該審査請求書の写しを送付しなければならない。

2 前項の連絡を受けた主管課長は、当該審査請求に係る処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を速やかに室長に送付しなければならない。

(弁明書の提出)

第4条 室長は、審査請求がされたときは、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、主管課長に対し、相当の期間を定めて弁明書（正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本）の提出を求めるものとする。

2 室長は、弁明書の提出があったときは、前項の副本を審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

3 主管課長は、室長が定めた期間内に弁明書を提出することができない特別の事情があるときには室長と協議の上、期間の延長を求めることができる。

4 この場合において室長は、更に一定の期間を定めて弁明書の提出を求めるものとする。

(反論書等の送付)

第5条 室長は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び主管課長に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び主管課長に、それぞれ送付しなければならない。

(調査依頼)

第6条 室長は、審査請求の審理のため、主管課長及び当該審査請求に係る行政処分に関係する所属の長（以下「関係所属長」という。）に対し、必要な調査を依頼することができる。

できる。

- 2 主管課長及び関係所属長は、前項の依頼に基づき、必要な調査を実施するものとする。
なお、主管課長は必要に応じ関係所属長に調査を依頼することができる。

(録取)

第7条 法の規定による口頭による審査請求、申立て等に対しては、室長は、所定の様式に録取し、これを陳述人に読み聞かせ誤りのないことを確認したのち、同人の署名押印を受けなければならない。

(審査請求管理簿)

第8条 室長は、政令第3条第1項の規定による代表者等の資格証明又は規則第23条の規定による承継届に基づき、必要な事項を審査請求管理簿の備考欄に記入するものとする。

(写し等の交付)

第9条 規則第15条の規定による写し等の交付は、行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例(平成28年千葉県条例第4号)第2条に規定する手数料を徴収する。

- 2 手数料の収納事務は、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)の定めるところによる。

(審理の実施)

第10条 審査請求の審理手続は、室長の指名した職員が行うこととする。

(関係職員の派遣等)

第11条 室長は、規則第7条の規定による口頭意見陳述、規則第14条による意見の聴取その他当該審査請求の審理に必要な範囲において、関係職員の所属長と協議の上、当該職員の派遣を求め、質問することができる。

(審理録)

第12条 規則第18条の規定による審理録について、室長は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分
- (2) 聴取を実施した職員の官職及び氏名
- (3) 口頭審理の日時及び場所並びに出席者の氏名
- (4) 審査関係人の陳述の要旨
- (5) 証拠が提出されたときは、その旨及び証拠の標目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審理に関し必要な事項

(執行停止)

第13条 規則第20条第3項の規定による執行停止又は第21条の規定による執行停止の取消しに関する本部長の専決は、室長の上申に基づいて行う。

(審査請求が取下げ等された場合の措置)

第14条 室長は、審査請求が取下げ又は却下若しくは棄却されたときは、主管課長に対し、速やかにその旨を連絡しなければならない。

(審査請求の認容)

第15条 室長は、審査請求が認容されたときは、主管課長に対し、直ちにその旨を連絡

しなければならない。

(庶務)

第16条 審査請求の審理に関する庶務は、監察官室において行う。

(千葉県情報公開条例等に関する特例)

第17条 この訓令に定めるもののほか、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）及び千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく審査請求に関する必要な事項は、別に定める。